

県立三条商業高等学校では、生徒たちが自ら「生徒心得」を遵守して学校生活を送ることができるように、「自律」「自らのあるべき姿」を考えさせている。

また、商業の専門学科であることから、ビジネス教育に力を入れており、この観点からもルールを守ること、服装や頭髪等の生活態度、挨拶等、社会人として如何にあるべきか、ビジネスマナー、ひいては雇用されうる能力 (Employability) に繋がるものとして「生徒心得」を捉えている。

生徒心得

本校生徒は常に学校の教育目標にしたがい、有為な社会人を目標に励まなければならない。学校で定めた規律を厳守し、決して生徒本分に反するような行動があってはならない。

1. 学習

- 1) 各科の学習を合理的に計画し、学力の向上につとめる。
- 2) 常に問題意識をもち、広い視野と知識を習得するようにつとめる。

2. 生活態度について

- 1) 先生や来訪者に対しては常に敬語、会釈を忘れず、また生徒同士挨拶を交わし、礼儀正しくする。
- 2) 登校後は授業終了まで学校敷地内を出ないこと。止むを得ない用事で外出する時には、学級担任に許可をもらうこと。
- 3) 貴重品持参の時には、個人ロッカーに入れ施錠し管理する。生徒間での金銭や物品の貸借、売買は絶対にしない。
- 4) 欠席、忌引、遅刻、早退、欠課は、事前に届出る。
- 5) 風紀上有害な遊び場や飲食店への出入りは固く禁止する。
- 6) 外出の際は、行先・用件・帰宅時間等を家人に明確にする。
- 7) いかなる理由でも暴力・暴言、飲酒、喫煙は固く禁止する。
- 8) 携帯電話の学校敷地内での使用は禁止とする。登校後、個人ロッカーに入れ管理する。緊急時や授業で使用する場合は、許可を得て使用する。

3. 服装等について

1) 制服

男子

- ・ 学校指定のボタンをつけた標準学生服、白のワイシャツを着用する。
バッヂは、襟の左前につける。

女子

・ 冬服

- ① ブレザー・白いブラウスとひだスカート（色は濃紺、地質はサージ）
- ② スカートのひだ数は20本
- ③ ネクタイは学校指定のもの（全学年 紺）
- ④ ストッキングは黒色又は薄橙色
- ⑤ スカートの替わりにスラックスでも可
- ⑥ バッヂはブレザーの左胸ポケットにつける

・ 夏服

- ① 白いブラウス（開襟シャツも可）、ひだスカート
- ② ベストの着用は自由とするが、その際はネクタイを着用すること
- ③ スカートの替わりにスラックスでも可

2) 防寒着

防寒着としてカーディガン、セーターの着用を認めるが、上には必ず制服の上着を着用する。また、華美でないものを着用すること。

コート類については特に規定しないが、華美でないものを着用する。

3) 靴・上履き

登下校の際は靴を履き、下駄やサンダル等は認めない。校内では学校指定の運動靴とする。

4) 髪型

高校生らしい髪型とし、パーマ、脱色、染髪、エクステンション等は認めない。

また、ネックレス、ピアス、ブレスレット等の装飾品の着用は認めない。

5) 休日登校

休日中に登校する場合も平常通りの服装とする。

6) その他

服装及び所持品は高校生らしく、清潔・端正を心がける。

4. 通学について

1) 常に交通ルールを守り、交通事故や交通違反などがないように心がける。

2) 通学方法は次の規則に従う。

① 自動車による通学は認めない。

② JR、バス等公共の交通機関を利用する場合、乗車券や定期の不正利用がないようにする。また、一般乗客に迷惑となる行為は慎む。

③ 原付自転車通学許可条件

- ・ 2年生から許可する。
- ・ 通学距離が6 km以上の者に限る。
- ・ 「原動機付自転車通学許可願」を提出した後、生徒指導部職員と面談し、動画等を利用し「通学許可式」を行い、通学許可とする。
- ・ フルフェイスかジェット型ヘルメットを購入し、着用する。
- ・ 2年生と3年生の9月に実施される「原付自転車実技講習会」に参加する。
- ・ 原付自転車の点検を受け、所定のステッカーを原付自転車に貼付する。
- ・ 原付自転車を使用する際は自賠責保険だけでなく、任意保険にも加入する。

④ 自転車通学許可条件

- ・ 自転車通学は、通学距離が2 km以上の者に限る。
- ・ 自転車通学をする生徒は、「自転車通学許可証」を提出し、許可を得る。
- ・ 所定のステッカーを自転車に貼付する。

⑤ 自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車及び原付自転車で通う者も上記の規則に従う。

⑥ 登下校中に発生した交通事故や交通違反は、担任、生徒指導に報告する。

5. 旅行等について

- 1) 旅行は、事故や非行のないよう各人が強い責任と自覚をもって実施する。
- 2) 個々友人などで旅行の計画をする時は、保護者の同意により、所定の届け出用紙に人員、区間、経費の概要等を記入して学校に提出すること。
- 3) 旅行には必ず身分証明書を携帯し、学割は公正に使用する。学割の発行を願う時は所定の用紙に記載し、学級担任の検印をうけ、事務室に提出する。

6. アルバイトについて

- 1) 高校生のアルバイトの本来の目的は勤労意義を知ることであり、単なる小遣い稼ぎではないことを自覚する。
- 2) 平素の授業がある期間のアルバイトは禁止する。ただし、家庭の諸事情によるものは特別考慮する。
- 3) 長期休業中のアルバイトについては認める。ただし、以下に挙げる事項に該当する場合は認めない。
 - ① 当該学期の欠点保留者。
 - ② 危険を伴うもの。
 - ③ 午後9:00を超えて深夜にわたるもの。
 - ④ 飲酒を伴う接客業。
 - ⑤ 宿泊を伴うもの。
 - ⑥ 遊興施設等、高校生として不適当なもの。
- 4) アルバイトをする場合は、学校指定の用紙に必要事項を記入し、クラス担任に必ず提出すること。

7. 集会・掲示について

- 1) 校外で集会をもつ場合には、保護者の承認を得た上で学校に届け出る。
- 2) 運動や会合等のために各種の施設を利用する場合には、必ず責任者を決めて借用の許可を得る。また、規則や指示により使用し、終了後は始末をよくし、管理者に届け出て点検を受け、礼を述べてくる。
- 3) 夜間に集会をもたない。
- 4) 掲示、印刷物の配布等は、その都度、生徒指導部の許可を得る。

8. 所持品について

- 1) 学習活動に不必要なものは持参しない。
- 2) 携帯電話の校地内での使用は禁止する。
- 3) すべての品物には学年、組、氏名を必ず明記しておく。
- 4) 放課後、所持品は教室、部室等に遺留したままにしてはならない。遺失、拾得物は直ちに学級担任、または生徒指導部に届け出る。

9. 諸届

1) 書類による届

- ① アルバイト届
- ② 旅行届（旅行同意書、クラス、クラブ、旅行計画書）
- ③ その他
 - ・休学届
 - ・転学届
 - ・退学届
- ④ 原付自転車通学願
- ⑤ 自転車通学許可願
- ⑥ 運転免許取得届
- ⑦ 運転誓約書
- ⑧ 早退届

2) メールシステムや口頭での届

- ① 欠席・遅刻
- ② 忌引
- ③ 伝染病、災害等にあった時
- ④ 紛失、拾得
- ⑤ 集会、掲示

10. その他

- 1) 交通事故、伝染病、登山、旅行等による異状があった時は、直ちに学校へ報告する。
- 2) 目、耳、鼻、歯などの健康管理面で長期治療または手術を要する疾患は、なるべく休業中に処置する。

2009年（平成21年）一部改訂

2025年（令和7年）一部改訂

交通安全に関する心得

1. 歩行者は、道路に広がって歩くことのないよう留意し、信号はよく確認して横断する。また、携帯電話等を操作しながらの歩行を禁止する。
2. 自転車を運転する者は、二人乗りや傘さし運転、並進、ながらスマホ等をしてはならない。また、ブレーキ等は整備点検し、安全運転を心がける。
3. 原付自転車、自動車の運転をする者は、交通法規を遵守するとともに学校で定められた次のことがらを守らなければならない。なお、自動二輪車の免許取得は禁止。運転・同乗等、一切認めない。
 - ① 運転免許を取得しようとする者は、あらかじめ保護者連名の「運転免許取得届」を校長に提出すること。また、運転免許を取得した者は、保護者連名の「運転誓約書」を校長に提出する。
 - ② サンドルやスリッパ履きで運転してはならない。
 - ③ 乗車時は必ずヘルメットを着用しなければならない。
 - ④ 二人乗りをしてはいけない。
 - ⑤ 常に整備点検を怠らず、安全運転を心がける。
4. 交通違反、交通事故を起こした場合は、速やかに学校に届け出なければならない。

自動車教習所への生徒の通学について

1. 運転免許取得は、免許の種類を問わず、長期休業中及び授業日、校時表以外の時間帯に通学し、取得する。それ以外は原則として認めない。
2. 長期休業中に取得が計画通りに終了しなかった場合には、担任に相談の上、次については認める。
 - ① 仮検
 - ② 卒検
 - ③ 法規試験 } ※ いずれも公欠ではない。

1998年（昭和63年） 12月6日
2009年（平成21年） 一部改訂
2025年（令和7年） 一部改訂